

# 大分県報

令和五年  
第四〇一号  
四月十八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 大分県医師国民健康保険組合の規約の変更の認可……………一
- 臨時種畜検査の実施……………一
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一
- 大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二
- 病院局告示……………二
- 大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務の委託……………二

### 公告

- 土地改良区の役員の退任……………二
- 土地改良区の役員の就退任……………二
- 令和五年度狩猟免許試験の実施……………三
- 都市計画図書の縦覧（五件）……………五
- 正誤……………六
- 令和五年三月三十一日付け大分県報号外（四一）に記載の大分県訓令甲第二号ほか（大分県個人情報に関する規程の制定）中の訂正……………六

## ○告示

### 大分県告示第二百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、次のとおり大分県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和五年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和五年四月十八日

変更事項 変更後 変更前 認可年月日

組合の地区	大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、佐賀県（鳥栖市に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）及び宮崎県（延岡市及び高千穂町に限る。）、の区域内の市町村	大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）及び宮崎県（延岡市及び高千穂町に限る。）、の区域内の市町村	令五・三・三一
-------	--	---	---------

### 大分県告示第二百二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和五年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

検査期日	令和五年五月八日	検査場所	竹田市久住町	家畜の種類	牛
------	----------	------	--------	-------	---

### 大分県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

大分県報（告示）

令和五年四月十八日

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農薬用ため池等整備事業	本庄新池地区	令五・四・一八から 令五・五・八まで	杵築市役所

大分県告示第二百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 大友 進 一

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○病院局告示

大分県病院局告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務を委託した。

令和五年四月十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

一 受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷二一六―八 南雲ビル四階

弁護士法人 館野法律事務所

大分県報（告示・病院局告示・公告）

代表者 館野 完

東京都中央区日本橋三―九―一 日本橋三丁目スクエアビル十二階

弁護士法人 ライズ総合法律事務所

代表弁護士 田 中 泰 雄

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 本多 康 裕 宇佐市大字乙女新田二二二番地

（退任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 安藤 隆 征 大分市大字上戸次一七六三番地

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 後藤 義 昭 大分市大字竹中八〇八番地の一

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 安藤 隆 征 大分市大字上戸次一七六三番地

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 後藤 義 昭 大分市大字竹中八〇八番地の一

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 後藤 義 昭 大分市大字竹中八〇八番地の一

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

理事 後藤 義 昭 大分市大字竹中八〇八番地の一

（就任役員）

役名 氏 名 住 所

〃 玉井 洋一 〃 大字中戸次一四九三番地	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、次のとおり令和五年度狩猟免許試験を実施する。 令和五年四月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
	一 試験の種類及び対象者	網猟免許試験 わな免許試験 第一種銃猟免許試験 第二種銃猟免許試験	銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者 わなを使用して狩猟を行う者 銃器を使用して狩猟を行う者 空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者
二 試験の日時、場所等 1 第一回試験 (一) 第一種銃猟免許試験			
大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
(二) わな免許試験			
大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月五日（土）午前九時 から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日（日）午前九時 から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎

令和五年四月十八日

大分県報（公告）

<p>2 第二回試験</p> <p>(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験</p>		<p>試験区分</p>	<p>日 時</p>	<p>場 所</p>
<p>受験対象者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>九月三十日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>大分市大手町 大分県庁舎本館</p>
<p>県内に住所を有する者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十月一日（日）午前九時から午後五時まで</p>	<p>大分市大手町 大分県庁舎本館</p>
<p>受験対象者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>日 時</p>	<p>場 所</p>
<p>県内に住所を有する者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>日 時</p>	<p>場 所</p>
<p>大分県中部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十二月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>大分市大手町 大分県庁舎本館</p>
<p>大分県南部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十二月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</p>
<p>大分県豊肥振興局管内に住所を有する者</p>	<p>試験区分</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十二月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎</p>

  

<p>大分県西部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十二月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>日田市城町 大分県日田総合庁舎</p>
<p>大分県北部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>知識試験 適性試験 技能試験</p>	<p>十二月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p>	<p>宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎</p>

  

三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

(一) 第一回試験  
令和五年七月十四日（金）から同月二十五日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。電子申請期間は令和五年七月一日（土）から同月十八日（火）まで。

(二) 第二回試験  
令和五年九月十一日（月）から同月二十日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。電子申請期間は令和五年八月二十八日（月）から同年九月十三日（水）まで。

(三) 第三回試験  
令和五年十一月二十二日（水）から同年十二月五日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。電子申請期間は令和五年十一月八日（水）から同月二十六日（日）まで。

2 受付時間  
紙申請は午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、午前十二時から午後一時を除く。電子申請は二十四時間可能。

四 受験手続  
紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。  
電子申請手続の詳細については大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。  
受けようとする狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、原則として申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（申請日から起算して三

<p>簡月以内に作成されたもの）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し）一部</p> <p>2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</p> <p>3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>4 住民票（個人番号の記載のないもの、もしくは省略されているもの）一通又はマイナンバーカードの写し</p> <p>五 狩猟免許申請手数料 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、紙申請の場合は必ず受験票を持参すること。電子申請の場合は身分証明証を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p>	<p>試験区分 内 容</p> <p>知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験 視力、聴力及び運動能力</p> <p>技能試験 猟具の取扱、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別</p> <p>注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受け</p>
<p>なかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p> <p>八 狩猟免許の交付 狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p> <p>九 その他</p> <p>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和五年四月十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 大分都市計画公園 二・二・五十号 羽田東公園（大分市決定） 三・四・八号 岡公園（大分市決定） 五・四・六号 天然塚公園（大分市決定） 六・四・二号 大分総合運動公園（大分市決定）</p> <p>二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和五年四月十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県報（公告）</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>五</p>

令和五年四月十八日

大分県報（公告）



一 都市計画の種類及び名称  
 挾間都市計画道路 三・四・四号 駅前古野線（由布市決定）

二 縦覧場所  
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
 第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい  
 て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和五年四月十八日

一 都市計画の種類及び名称  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分都市計画道路 三・四・二十七号 東大道南春日町線（大分市決定）  
 三・四・三十号 王子町権迫線（大分市決定）

二 縦覧場所  
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
 第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい  
 て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和五年四月十八日

一 都市計画の種類及び名称  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分都市計画用途地域（大分市決定）

二 縦覧場所  
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
 第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい  
 て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和五年四月十八日

一 都市計画の種類及び名称  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分都市計画地区計画 戸次地区地区計画（大分市決定）

二 縦覧場所  
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○正 誤

令和五年三月三十一日付け大分県報号外（四一）に登載の大分県訓令甲第二号ほか（大分  
 県個人情報管理に関する規程の制定）中の訂正

ページ	段	誤	正
二	上	左の誤のとおり	左の正のとおり

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞  
 令和五年三月三十一日